

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 89 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 86 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から44年3月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで
③ 昭和48年4月から同年9月まで

私の国民年金については、A県から送られてきた年金手帳により、私がB市の委託集金人に家賃と共に国民年金保険料を納付してきた。納付期間が終了後、記録照会で未納を指摘され、社会保険事務所（当時）へ行き、手帳に領収書が添付されていた期間は記録の訂正がされたが、それ以外は納付が確認できないと回答された。委託集金人だから信用して納付していたのに、未納期間になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、結婚後、国民年金保険料を集金人に納めていたとしており、集金人の名前を具体的に記憶しているところ、C県B市によると、当時の収納形態と一致しており、申立人の主張には信ぴょう性がうかがえる上、それぞれの申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人が所持する国民年金手帳に添付されていた領収書により、申立期間③の直後の昭和48年10月から49年3月までの6か月間の記録が平成19年9月7日に納付済みに記録訂正されていることから、申立人に係る納付記録が適切に管理されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、結婚後の収入は安定していたとしており、国民年金保険料の納付が困難な経済的事情も見当たらないことから、申立期間②及び③の国民年金保険料については、納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、その母親から送付されてきたのか、あるいはA県の行政機関から送付されてきたのか、記憶が定かではないものの、A県で交付された年金手帳により、20歳からの国民年金保険料をB市で集金人に納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年3月29日にC県内で払い出されており、ほかにA県内で申立人の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる記録は確認できない上、申立人は納付書により保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしていることから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したとは認め難い。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から60年4月まで

私は、会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を失ったことから、その後、市役所に行って、国民年金と国民健康保険に加入した。送付されてきた納付書については、とにかくすべて保険料を納付した。

社会保険庁（当時）から年金記録が届き、申立期間の納付記録が抜けていることを知った。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を失ったことから、市役所で国民年金と国民健康保険に加入し、その後、送付されてきた納付書により、すべて保険料を納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年2月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立期間については、過年度納付書及び現年度納付書が発行されたと考えられる期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者期間については、昭和60年5月27日資格取得、61年2月6日資格喪失とされているが、申立期間の一部である60年4月の国民年金保険料が還付されていることが確認でき、事実と異なる期間について還付手続が行われたことが認められることを踏まえると、申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 平成 7 年 2 月から 8 年 3 月まで

私の国民年金の加入は、元夫の母親が行ってくれたので、どのように加入したのかは分からないが、年金手帳を渡された。納付について、申立期間①については、元夫の母親が元夫の保険料と一緒に納付してくれ、申立期間②については、元夫が免除申請を行ってくれた上で、保険料の追納を行ってくれていたと聞いていた。同時期に納付していた元夫も未納になっており、元夫も申立てを検討している。元夫の母親と元夫が納付してくれていたのに、それぞれの申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は元夫の母親が申立人と元夫の二人分を一緒に納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は元夫と連番で昭和 62 年 3 月に払い出されていることが確認できる上、保険料の収納日は元夫とすべて一致しており、申立人の主張には信ぴょう性がうかがえる。

また、申立人の保険料を納付していたとしている申立人の元夫の母親は、自身の国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①の直前の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の保険料を、元夫と共に、計画的に過年度納

付していることが確認でき、納付可能な保険料をすべて納付する意思があったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立人の元夫については、申立期間①のうち、昭和61年4月から62年12月までの国民年金保険料が未納となることが確認できるが、申立人の元夫は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点（62年3月）で37歳間近であり、60年*月以降の保険料を60歳まですべて納付しなければ、受給権（300月）を満たすことが困難であったことから、当該期間の直前の15か月間の保険料を過年度納付しながら、当該期間の保険料を未納のままにしておくのは不自然であり、申立人の申立期間①の保険料についても、申立人の元夫と一緒に過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、当該期間（免除期間）の保険料の追納申出を平成16年4月16日に行っており、納付期限は17年2月28日であったことが確認できるが、市の記録によると、申立人及びその元夫（当時夫婦）の16年及び17年の市民税・県民税の社会保険料控除額からは、当該期間の保険料を追納したことはうかがえない上、18年中に追納申出を行った形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の元夫については、保険料の追納の申出及び追納を行ったとする記録は確認できない上、上記の市民税・県民税の社会保険料控除額からは、元夫が免除期間の保険料を追納したことはうかがえないなど、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年8月から15年5月までは41万円、同年6月から17年8月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から17年9月1日まで

私は、平成9年9月1日にA社に入社し、19年6月末まで勤務していたが、13年8月以降の給与明細書の厚生年金保険料控除額相当の標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が相違していることを社会保険事務所に申し立てたところ、19年8月28日に2年間にさかのぼって訂正が行われた。しかし、13年8月から17年8月までは標準報酬月額の訂正が行われていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年8月1日から同年9月1日までの期間及び15年6月1日から同年7月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書を見ると、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回って相違していることが確認できる。

また、申立期間のうち、上記の期間以外の期間については、申立人は給与明細書を所持していないとしているが、A社の元事業主によると、同社では入社及び昇給に伴い支給額が変わる際にしか給与明細書を交付していなかったとしていることから、平成13年9月から15年5月までの支給額については、13年8月分の給与明細書の支給額と同額であり、15年7月から17年8月までの

支給額については、15年6月分の給与明細書の支給額と同額であったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する預金通帳により、平成13年8月分の給与明細書における給与の振込額を見ると、預金通帳に記載されている同月分の給与振込額と一致していることが確認できる上、13年9月から15年5月までの給与振込額も同額であることが確認できる。同様に、同年6月分の給与明細書における給与の振込額を見ると、預金通帳に記載されている同月分の給与振込額と一致していることが確認できる上、同年7月から17年8月までの給与振込額も同額であることが確認できる。

申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたかどうかについては、平成13年8月及び15年6月を除いて、これを確認できる資料は無いが、元事業主の証言及び上記の預金通帳の振込額から判断すると、申立人の13年9月から15年5月までの厚生年金保険料は、13年8月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料と同額の保険料が控除され、15年7月から17年8月までの厚生年金保険料は、15年6月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料と同額の保険料が控除されていたと認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、平成13年8月から15年5月までは41万円、同年6月から17年8月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額の届出が適切でなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 1410

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から同年4月2日まで

平成2年3月1日から3年1月16日まで、A社に勤務していた期間のうち、入社月の2年3月分の社会保険料が4月分の給与から控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が2年4月2日となっている。調査して記録を訂正願いたい。2年3月及び4月の給与明細書並びに3年の源泉徴収票を転記した家計簿を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成2年3月及び同年4月の給与明細書により、申立人は、申立期間において、A社に勤務したことが認められる。

そして、申立人が所持する平成2年4月の給与明細書を見ると、厚生年金保険料の控除が認められ、元従業員が所持する給与明細書により、当該事業所においては、厚生年金保険料について翌月控除であったことが推認できることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年9月から16年12月までを38万円、17年1月から19年1月までを36万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成16年12月支給の賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、16年12月29日の標準賞与額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月24日から19年2月1日まで
給与や賞与から控除された保険料に相当する標準報酬月額と記録上の標準報酬月額が異なっていることが判明したので、適正な記録に訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬月額等」という。）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額等を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額等の範囲内であることから、これらの標準報酬月額等のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書から、申立期間のうち平成16年1月から19年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額（16年1月から同年12月までは38万円、17年1月から19年1月までは36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主に

より控除されていることが認められる。

また、申立人が給料支払明細書を所持していない期間の標準報酬月額については、申立人及び他の従業員の保険料控除額が平成16年9月（定時決定時）に改定され、以後の17年9月、18年9月においても同様に改定されていることから判断すると、16年1月の保険料控除額と同額の保険料が控除され始めたのは、15年9月の給与からであると認められる。そのため、同年9月から同年12月までの標準報酬月額については、16年1月の保険料控除額に基づき38万円に訂正することが妥当である。

さらに、平成16年12月支給の賞与については、賞与支払明細書によると、申立人が、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、16年12月29日の標準賞与額を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成16年1月から19年1月までの期間について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書（賞与支払明細書）で確認できる保険料控除額又は報酬月額（賞与額）に見合う標準報酬月額等を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額等に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年11月から15年8月までの期間については、申立人は当該期間の給料支払明細書を所持しておらず、ほかに、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が所持する平成17年8月及び同年12月の賞与支払明細書を見ると、当該賞与からは保険料が控除されていないことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、平成12年11月から15年8月までの給与並びに17年8月及び同年12月の賞与については、申立人が主張する標準報酬月額等に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 11 月 1 日から 18 年 11 月 1 日まで
平成 17 年 11 月 1 日から 20 年 12 月までA社で仕事をしていた。その間、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたが、控除額に相当する標準報酬月額がオンライン記録と相違しているので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、28万円であると認められる。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、平成 17 年 11 月から 18 年 10 月までの期間について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月

額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成16年10月から17年1月までは15万円、同年2月から18年10月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月1日から18年11月1日まで
平成16年10月1日から20年12月までA社で勤務していたが、報酬月額算定基礎届の作成はB組合に委託しており、給与計算等は指示されたとおり取り扱っていた。毎月の給与から控除されている厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額がオンライン記録と相違しているため、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書から、申立期間のうち平成17年1月から18年10月の期間について、その主張する標準報酬月額(17年1月は15万円、同年2月から18年10月までは17万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが認められる。

また、申立人が給料支払明細書を所持しない期間の標準報酬月額については、

申立人及び他の従業員の保険料控除額が平成17年9月（定時決定時）に改定され、18年9月においても同様に改定されていることから判断すると、申立人の場合、17年1月の保険料控除額と同額の保険料が控除され始めたのは、その主張する入社日及び雇用保険の資格取得日とも一致する16年10月の給与からであると認められる。そのため、同年10月から同年12月までの標準報酬月額については、17年1月の保険料控除額に基づき15万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成17年1月から18年10月までの期間について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成15年9月から16年12月までは34万円、17年1月から18年3月までは32万円、同年4月から同年10月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人は平成16年12月支給の賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、16年12月29日の標準賞与額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月1日から17年7月1日まで
② 平成17年7月1日から同年10月1日まで
③ 平成17年10月1日から18年11月1日まで

平成15年6月1日から20年12月17日までA社で勤務していた。途中の3か月間、グループ会社であるB社に移ったが、その間、給与から控除されていた厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額とオンライン記録に疑義があるので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額(以下「標準報酬月額等」という。)の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額等を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額等の範囲内であることから、これらの標準報酬月額等のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書から、申立期間のうち平成16年5月から同年11月までの期間、及び17年1月から18年10月までの期間について、その主張する標準報酬月額（16年5月から同年11月までは34万円、17年1月から18年3月までは32万円、同年4月から同年10月までは30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが認められる。

また、申立人が給料支払明細書を所持しない期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額が毎年9月に決め直される（定時決定時）ことから判断すると、平成16年5月の保険料控除額と同額の保険料が控除され始めたのは、15年9月の給与からであると認められる。そのため、15年9月から16年4月までの標準報酬月額については、同年5月の保険料控除額に基づき34万円に訂正することが妥当である。なお、同年12月の標準報酬月額については、申立人の前後の月及び他の従業員の同時期の給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から判断して、申立人の同年11月の標準報酬月額と同額の34万円とすることが妥当である。

さらに、平成16年12月支給の賞与については、賞与支払明細書によると、申立人が、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、16年12月29日の標準賞与額を30万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成16年5月から18年10月までの期間について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書（賞与支払明細書）で確認できる保険料控除額又は報酬月額（賞与額）に見合う標準報酬月額等を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額等に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年6月から同年8月までの期間については、申立人は当該期間の給料支払明細書を所持しておらず、ほかに、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、平成15年6月から同年8月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和57年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和51年10月16日にA社に入社して以降、現在も在職し、継続して勤務しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において昭和51年10月16日から現在に至るまで、継続して勤務し（57年4月16日付けで同社B支社から同社C支社に異動発令）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社によると、「本来、申立人の昭和57年4月16日付け異動発令に伴い、同日付けでC支社において資格取得すべきであったが、同支社は新設の事業部であり、異動発令時点で厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことから、同年5月1日の同支社の新規適用に伴う資格取得にあわせて同日付けでB支社の資格喪失とすべきところ、誤って同年4月30日として届け出た。」としていることから、同社B支社における資格喪失日を57年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社に係る昭和57年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って昭和 57 年 4 月 30 日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年9月から16年12月までを32万円、17年1月から18年12月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月1日から19年1月1日まで

A社に勤務し、毎月の給与から保険料が控除されていたことを確認していた。最近の報道を受け、自身の記録を確認したところ、給与や賞与から控除された保険料に相当する標準報酬月額と記録上の標準報酬月額が異なっていることが判明したので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額(以下「標準報酬月額等」という。)の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額等を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額等の範囲内であることから、これらの標準報酬月額等のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書から、申立期間のうち平成16年1月から18年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額(16年1月から同年12月までは32万円、17年1月から18年12月までは30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが認められる。

また、申立人が給料支払明細書を所持していない期間の標準報酬月額につい

ては、申立人及び他の従業員の保険料控除額が平成16年9月（定時決定時）に改定され、以後の17年9月、18年9月においても同様に改定されていることから判断すると、16年1月の保険料控除額と同額の保険料が控除され始めたのは、15年9月の給与からであると認められる。そのため、同年9月から同年12月までの標準報酬月額については、16年1月の保険料控除額に基づき32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成16年1月から18年12月までの期間について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年5月から同年8月までの期間については、申立人は当該期間の給料支払明細書を所持しておらず、ほかに、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が所持する平成17年8月及び同年12月の賞与支払明細書を見ると、当該賞与からは保険料が控除されていないことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、平成15年5月から同年8月までの給与並びに17年8月及び同年12月の賞与については、申立人が主張する標準報酬月額等に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、37年9月は1万2,000円、同年10月から38年6月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月19日から38年7月1日まで

私は、昭和37年3月にA社B店に入社後、時期は不明だが、会社の都合で同社C店に転勤した。44年10月に結婚のためC店を退職するまで、ずっとA社に勤務していたはずなのに、年金記録に空白期間があるのはおかしいので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社（昭和34年11月4日から39年4月1日までA社の各店舗を一括して適用していた事業所）において37年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月19日に同資格を喪失後、38年7月1日にD社（店舗名はA社と同じ）において同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録によれば、申立人は、同一事業所（名称は不明であるが、E公共職業安定所管内に所在）において、昭和37年3月1日（A社における厚生年金保険の資格取得日と同日）に被保険者資格を取得し、40年8月15日（D社における厚生年金保険の資格喪失日の前日）に離職したことが確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録を見ると、37年10月1日付けの定時決定の記載（標準報酬月額1万円）が確認できる。また、A社の元従業員6人は、申立期間当時はパートやアルバイトのような雇用形態はなく、終日勤務する正社員しかいな

かったこと、及び一度退職した社員が復職した例を聞いたことがないことを証言している。

さらに、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年7月1日に、当該事業所で被保険者資格を取得している113人のうち、A社から転籍した者は77人（申立人を含む。）いるが、申立人を除く76人については、転籍に際して被保険者期間が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、申立人の勤務形態に変更があったとは考えられず、申立人は、申立期間にA社のいずれかの店舗で継続して勤務し（人事記録が無いため異動日は不明であるものの、昭和38年7月1日はD社の新規適用日であることから、申立人は同日に当該事業所に異動したと考えられる。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年8月及び同年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、同年9月は1万2,000円、同年10月から38年6月までは1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月21日から同年11月1日まで

私は、B社に勤務していた時の上司が独立してA社を設立したことに伴い、昭和57年1月21日にA社に入社した。入社した翌月の給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、年金記録では、厚生年金保険被保険者期間が同年11月からしか無い。10か月間の被保険者期間が年金額に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社における昭和57年2月から同年11月までの期間に係る給料支払明細書及び元同僚の証言により、申立人がB社を退職後、引き続き57年1月21日からA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から翌月控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年2月から同年11月までの期間に係る給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和57年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、56年12月8日に法人登記し、適用事業所となった時点の被保険者数は6人であったこと、このうち5人は57年1月21日にB社で被保険者資格を喪失し、同年11月1日にA社で被保険者資格を取得していること、及び同社の事業主が、「事業主以下これら5人の従業員は57年1月21日から在籍していた。」と証言していることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間の保険料を社会保険事務所（当時）に納付したはずであると主張しているが、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和57年11月1日である上、申立人と同時期にA社に入社した元従業員5人及び事業主の資格取得日はいずれも57年11月1日となっており、社会保険事務所の事務処理上の誤りとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る57年1月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで

私は申立期間、A社に勤務していた。年金を請求する時になって、脱退手当金が支払われていることを知って驚いている。当時、会社から、脱退手当金の支給について説明や、代理受給する話は一切なかった。退職は結婚が理由であったが、脱退手当金をどんな形にしても受け取っておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の退職後間もなく国民年金の加入手続を行い、加入手続を行った直後から60歳に至るまでの間、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人が退職当時に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立人は第2回特例納付期間中（昭和49年1月から50年12月まで実施）に、それまで納付していなかった国民年金の加入手続前の保険料を申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失時までさかのぼって特例納付していることを踏まえると、年金記録をつなげる意思がうかがわれるとともに、この時点において申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を受給していたとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と250円相違している上、戸籍謄本上、申立人の生年月日は昭和16年*月*日であるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の生年月日は明治32年3月17日から昭和16年*月*日に訂正後、再度、同月*日に訂正されており、その訂正は脱退手当金の支給決定日（39年10月26日）後の50年10月14日であることなどから、一連の事務処理が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年8月25日

A社は、平成18年8月分の賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険庁（当時）に当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、21年5月になって、このことに気づき、社会保険事務所（当時）に保険料を納付しようとしたが、時効により、保険料を納付することができなかった。このため、控除された保険料が、年金給付額に反映されるようオンライン記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与支給明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年5月1日）に、標準賞与額の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件74件（別添一覧表参照）

【別添一覧表】（兵庫）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
兵庫事案1420	男		昭和31年生		平成18年8月25日	17万 7,000円
兵庫事案1421	女		昭和32年生		平成18年8月25日	13万 円
兵庫事案1422	男		昭和33年生		平成18年8月25日	22万 3,000円
兵庫事案1423	男		昭和24年生		平成18年8月25日	15万 8,000円
兵庫事案1424	男		昭和30年生		平成18年8月25日	16万 円
兵庫事案1425	男		昭和31年生		平成18年8月25日	23万 5,000円
兵庫事案1426	男		昭和31年生		平成18年8月25日	27万 円
兵庫事案1427	男		昭和29年生		平成18年8月25日	18万 7,000円
兵庫事案1428	女		昭和30年生		平成18年8月25日	14万 9,000円
兵庫事案1429	男		昭和33年生		平成18年8月25日	23万 8,000円
兵庫事案1430	男		昭和32年生		平成18年8月25日	15万 円
兵庫事案1431	男		昭和33年生		平成18年8月25日	22万 3,000円
兵庫事案1432	男		昭和37年生		平成18年8月25日	27万 円
兵庫事案1433	男		昭和37年生		平成18年8月25日	21万 3,000円
兵庫事案1434	男		昭和36年生		平成18年8月25日	28万 円
兵庫事案1435	女		昭和36年生		平成18年8月25日	19万 4,000円
兵庫事案1436	男		昭和33年生		平成18年8月25日	15万 1,000円
兵庫事案1437	男		昭和30年生		平成18年8月25日	14万 5,000円
兵庫事案1438	男		昭和39年生		平成18年8月25日	20万 6,000円
兵庫事案1439	男		昭和40年生		平成18年8月25日	31万 5,000円
兵庫事案1440	男		昭和40年生		平成18年8月25日	26万 7,000円
兵庫事案1441	男		昭和40年生		平成18年8月25日	15万 3,000円
兵庫事案1442	男		昭和36年生		平成18年8月25日	28万 円
兵庫事案1443	男		昭和35年生		平成18年8月25日	23万 1,000円
兵庫事案1444	女		昭和37年生		平成18年8月25日	19万 1,000円
兵庫事案1445	男		昭和42年生		平成18年8月25日	15万 7,000円
兵庫事案1446	男		昭和43年生		平成18年8月25日	27万 円
兵庫事案1447	男		昭和42年生		平成18年8月25日	22万 7,000円
兵庫事案1448	男		昭和44年生		平成18年8月25日	14万 8,000円
兵庫事案1449	男		昭和44年生		平成18年8月25日	19万 1,000円
兵庫事案1450	男		昭和42年生		平成18年8月25日	26万 7,000円
兵庫事案1451	男		昭和46年生		平成18年8月25日	19万 2,000円
兵庫事案1452	男		昭和41年生		平成18年8月25日	18万 円
兵庫事案1453	男		昭和48年生		平成18年8月25日	23万 8,000円
兵庫事案1454	女		昭和47年生		平成18年8月25日	23万 5,000円
兵庫事案1455	男		昭和45年生		平成18年8月25日	15万 2,000円
兵庫事案1456	男		昭和47年生		平成18年8月25日	24万 7,000円

【別添一覧表】（兵庫）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
兵庫 事案1457	女		昭和48年生		平成18年 8 月25日	18万 9,000円
兵庫 事案1458	男		昭和48年生		平成18年 8 月25日	19万 9,000円
兵庫 事案1459	男		昭和46年生		平成18年 8 月25日	18万 7,000円
兵庫 事案1460	男		昭和43年生		平成18年 8 月25日	18万 6,000円
兵庫 事案1461	男		昭和44年生		平成18年 8 月25日	22万 7,000円
兵庫 事案1462	男		昭和49年生		平成18年 8 月25日	18万 7,000円
兵庫 事案1463	男		昭和49年生		平成18年 8 月25日	27万 円
兵庫 事案1464	男		昭和50年生		平成18年 8 月25日	23万 1,000円
兵庫 事案1465	男		昭和51年生		平成18年 8 月25日	23万 1,000円
兵庫 事案1466	女		昭和50年生		平成18年 8 月25日	15万 円
兵庫 事案1467	女		昭和42年生		平成18年 8 月25日	18万 9,000円
兵庫 事案1468	女		昭和52年生		平成18年 8 月25日	15万 円
兵庫 事案1469	女		昭和54年生		平成18年 8 月25日	15万 1,000円
兵庫 事案1470	男		昭和53年生		平成18年 8 月25日	19万 4,000円
兵庫 事案1471	男		昭和52年生		平成18年 8 月25日	19万 1,000円
兵庫 事案1472	男		昭和48年生		平成18年 8 月25日	18万 9,000円
兵庫 事案1473	男		昭和52年生		平成18年 8 月25日	13万 6,000円
兵庫 事案1474	男		昭和48年生		平成18年 8 月25日	14万 8,000円
兵庫 事案1475	男		昭和50年生		平成18年 8 月25日	18万 7,000円
兵庫 事案1476	女		昭和52年生		平成18年 8 月25日	15万 2,000円
兵庫 事案1477	男		昭和57年生		平成18年 8 月25日	13万 5,000円
兵庫 事案1478	男		昭和50年生		平成18年 8 月25日	15万 1,000円
兵庫 事案1479	男		昭和55年生		平成18年 8 月25日	15万 1,000円
兵庫 事案1480	男		昭和51年生		平成18年 8 月25日	13万 5,000円
兵庫 事案1481	男		昭和50年生		平成18年 8 月25日	19万 9,000円
兵庫 事案1482	女		昭和58年生		平成18年 8 月25日	13万 4,000円
兵庫 事案1483	男		昭和55年生		平成18年 8 月25日	14万 9,000円
兵庫 事案1484	男		昭和55年生		平成18年 8 月25日	14万 9,000円
兵庫 事案1485	女		昭和58年生		平成18年 8 月25日	15万 円
兵庫 事案1486	女		昭和58年生		平成18年 8 月25日	15万 円
兵庫 事案1487	男		昭和55年生		平成18年 8 月25日	14万 2,000円
兵庫 事案1488	男		昭和60年生		平成18年 8 月25日	13万 5,000円
兵庫 事案1489	男		昭和60年生		平成18年 8 月25日	13万 4,000円
兵庫 事案1490	男		昭和40年生		平成18年 8 月25日	18万 7,000円
兵庫 事案1491	男		昭和57年生		平成18年 8 月25日	13万 2,000円
兵庫 事案1492	男		昭和51年生		平成18年 8 月25日	36万 4,000円
兵庫 事案1493	男		昭和24年生		平成18年 8 月25日	13万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社D支店）における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和43年4月からA社B支店で勤務し、48年7月1日に同社E支店に転勤したが、その際に1か月間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。同一事業所で勤務し、勤務地が変わっただけで記録が欠落するのはおかしいので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社D支店から提出された「厚生年金健康保険7月賃金控除明細」及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社で継続して勤務し（昭和48年7月1日に同社B支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記明細の記載内容から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の控えにより、事業主が昭和48年6月30日を資格喪失日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から同年3月まで

私の母親が、20歳からの申立期間の保険料を納付してくれた。10年前のことで、母親の記憶も明確ではなく、保険料を納付したことを証明できる領収書も紛失してしまったが、必ず納付してくれている。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間については未納期間とされ、オンライン記録と一致している上、申立期間の直後の期間である平成11年4月から12年6月までの期間は、保険料の免除期間とされていることが確認できる。また、申立期間は、基礎年金番号が導入された9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録の過誤は考え難く、直後の期間が保険料の免除期間となっている申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料を申立人の母親が納付したと主張しているが、申立人の母親からは具体的な納付状況について証言が得られない上、申立人自身は納付に直接関与していないため、申立期間に係る納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月

私の母親が、20歳からの申立期間の保険料を納付してくれた。10年前のことで、母親の記憶も明確ではなく、保険料を納付したことを証明できる領収書も紛失してしまったが、必ず納付してくれている。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間については未納期間とされ、オンライン記録と一致している上、申立期間の直後の期間である平成10年4月から12年6月までの期間は、保険料の免除期間とされていることが確認できる。また、申立期間は、基礎年金番号が導入された9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録の過誤は考え難く、直後の期間が保険料の免除期間となっている申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料を申立人の母親が納付したと主張しているが、申立人の母親からは具体的な納付状況について証言が得られない上、申立人自身は納付に直接関与していないため、申立期間に係る納付状況が不明である。さらに、申立期間において、申立人の母親も保険料の免除期間である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、平成2年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から3年3月まで

私が大学3、4回生のころ、学生は国民年金の任意加入の対象であったが、税金や社会保険のことに詳しくなかった母から、「将来のために20歳になったら国民年金に任意加入するように。」とわざわざ電話があった。そこで、私は、A町からB市に住民票を異動させた際、B市役所で転入届を提出するのに併せて国民年金の任意加入の手続も行い、初回の保険料として1万円前後(9,800円くらい)を納付し、その後の保険料については、学生で収入が無かったことから、母にすべて任せていたと記憶している。

年金記録問題が連日報道されていたころ、自分の記録も心配になり、社会保険事務所(当時)で確認したところ、私が20歳になった平成2年*月に任意加入した記録は存在しておらず、学生が強制加入となった3年4月に加入した記録とされており、納付できない。

なお、本籍地のA町において、母が、平成2年*月に任意加入の手続をしてくれた可能性もあるので、併せて詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格取得日は、オンライン記録、B市役所及びA町役場の記録のいずれにおいても、学生が国民年金の強制適用となった平成3年4月1日となっている。また、社会保険事務所(当時)によると、申立人の国民年金手帳記号番号に係る同手帳記号番号払出簿はオンライン化に伴い現存していないとのことであるが、申立人の同手帳記号番号は、他の被保険者の記録からみて、3年4月に払い出されていることが推認できる。さらに、申立人の戸籍の附票によると、申立人は2年5月にA町からB市に転入していることが確認できるが、この時に、申立人がB市役所で国民年金に任意加入したと

しても、制度上、任意加入の場合は、国民年金保険料を加入時からさかのぼって納付することが認められていないため、申立期間のうち、2年*月（20歳）から同年4月までの国民年金保険料を納付できない上、その後1年も経たない3年4月に、同一市町村において国民年金の加入手続が重複して行われたとは考え難い。以上のことから、申立人は、同年4月に、B市において初めて国民年金に加入したものと考えられる。

なお、申立人は、B市で初めて納付した国民年金保険料の月額は、1万円前後（9,800円くらい）としているが、実際には、平成2年*月時点では8,000円、同年4月は8,400円であり、申立人の記憶と相違する。

加えて、申立人は、その母親が、平成2年*月にA町で、申立人に係る国民年金の任意加入の手続を代行した可能性もあるとしているが、申立人の母親は、申立人に国民年金の任意加入を勧め、申立人の国民年金保険料を納付していた記憶はあるとしながらも、申立人に係る任意加入の手続を行った記憶については定かでないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年3月まで

昭和57年の年末に結婚のためA社B店を退社し、その時、会社から勧められて結婚先のC市で58年3月から国民年金保険料を納付した。その後、夫の転勤でD市、E市と転居し、61年4月に第3号被保険者の制度ができるまで保険料を納付していた。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月に払い出されている上、申立人が所持する年金手帳によると、
i) 同手帳記号番号が社会保険事務所(当時)で払い出されたことを示す押印、
ii) 初めて被保険者となった日が61年4月1日である旨の記載、iii) 「国民年金の記録(1)」欄において、申立人の61年4月1日からの被保険者種別は第3号被保険者である旨の記載が確認できることから、このころに第3号被保険者として加入手続が行われたものと推認される。

また、申立期間において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、制度上、申立人は任意加入の被保険者の対象者であり、申立期間は未加入期間となるため、上記の加入手続が行われたものと推認される時点では、保険料をさかのぼって納付できない期間となる上、申立人には上記の年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶が無く、申立人が昭和58年3月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、C市、D市及びE市で行ったとする加入手続の記憶が曖昧である上、各市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る申立期間の納付記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から56年10月までの期間及び58年6月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月から56年10月まで
② 昭和58年6月から61年9月まで

私は、昭和61年9月に結婚し、同年10月15日にA市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、過去の保険料を納付することを勧められたこともあって、その後、同年12月1日、同市役所の年金窓口で、申立期間の保険料をさかのぼってまとめて現金で納付した。納付した金額は36万3,000円であり、家計簿のように日々の出金を記録している手帳にその金額を記載している。

また、納付した保険料については、昭和61年11月22日に実母から40万円を借りて用意したもので、実母と交わした借用書も保存している。

その後、B市に転居し、昭和63年10月4日、夫と共に同市役所へ手続に行った際、同市役所の窓口で、上記のまとめた納付の記録は確認できないとされ、そのような制度も無いと言われたことがあり、領収書を探したが見つからなかった。

申立期間の保険料については、昭和61年12月、さかのぼって納付したので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行った際に、過去の保険料を納付することを勧められ、その後、昭和61年12月1日、同市役所の年金窓口で、申立期間の保険料として、36万3,000円の金額を現金で納付したと主張しており、申立人の所持する手帳にその旨記載されていること、及び申立人がその母親と交わした40万円の借用書が確認できるが、このころには特例納付の受付

は実施されていない（第3回特例納付の実施時期は53年7月から55年6月までであり、以降特例納付は実施されていない。）ことから、申立期間①及び②（合計81か月）の保険料を一括して納付することは、制度上困難である。

また、申立人が納付したとする金額は、申立期間①及び②について第3回特例納付及び過年度納付により保険料を納付した場合の保険料額と乖離^{かいり}している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から52年3月までの期間、54年4月から55年10月までの期間及び56年3月から62年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月から52年3月まで
② 昭和54年4月から55年10月まで
③ 昭和56年3月から62年12月まで

私の昭和50年6月からの国民年金保険料の納付は、集金人が毎月取りに来ていた。その後、いつからかは不明だが、銀行引き落としで納付してきた。40歳前に年金記録を市役所へ確認したら、未納になっている期間があり、このままでは大変なことになると言われたので、未納分を一括して納付した。未納期間は、すべて納付したはずなのに納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年3月に元夫と連番で払い出されていることが確認できる上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出された事情は見当たらないことから、申立人が当該期間の国民年金保険料を毎月集金人に納付していたとは考え難い。

また、申立期間②及び③について、申立人の国民年金の特殊台帳によると、当該期間のうち、昭和55年4月から58年6月までの期間については、A市へ住所変更されていることが確認でき、申立人がB市で集金人に当該期間の国民年金保険料を納付することができたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①から③までについて保険料額を具体的に記憶していない上、当該期間については、申立人の元夫も国民年金保険料が未納(ただし、昭和54年4月から55年3月までは免除)である。

加えて、申立人が申立期間①から③までについて国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 9 月まで
③ 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、中学校の紹介により、卒業後 A 社に就職し、勤務していた。その後に勤務した B 社では、C 職などの仕事をしていた。昭和 49 年 4 月から 1 年間勤務した D 社（現在は、E 社）では、F 職の仕事をしていた。

これらの会社に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が同じ日に入社したとする元同僚は「申立人は A 社に勤務していた。」と供述しており、申立人と当該元同僚は別の元同僚についても記憶していることから、申立人が当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、これら二人の元同僚についても、A 社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立人は、「当時、A 社には 5 人の従業員がいた。」としているが、オンライン記録によると、申立期間①において、同事業所で厚生年金保険に加入していた従業員は二人のみである。これらのことから、同事業所では、申立期間①当時、従業員の全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

なお、申立期間①について、後日、社会保険事務所（当時）で申立人の申立てに係る事業所以外の記録が判明（昭和 47 年 8 月 8 日から同年 9 月 6 日まで（平成 21 年 10 月 29 日統合））したことに伴い、申立人は申立期間①の

始期である47年4月についてははっきりと記憶しているものの、当該期間の終期については、文書及び口頭により、「同事業所を退職したのは、47年6月くらいかもしれない。」と供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の氏名は確認できない上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年7月1日から、適用事業所でなくなった53年2月1日までの期間（申立期間①を含む。）において、当該原票の整理番号に欠番は無く、当該原票の記録に申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 一方、申立人が申立期間②で勤務したと主張するB社について、同社は、「人事記録では、申立人は昭和47年8月26日入社、同年9月6日退職となっている。」としており、申立人は、申立期間②には同社に勤務していなかったものと考えられる。

また、当該人事記録において申立人と同じ頁に氏名が記載されている昭和47年8月22日から同月31日までの間に入社した元従業員29人のうち12人については、健康保険厚生年金保険被保険者原票が見当たらず、B社では、当時、従業員の全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票により当該厚生年金保険の加入記録が確認できる17人中15人の被保険者資格取得届の処理日は、昭和47年9月20日又は26日であることが確認できることから、B社は、人事記録上同月6日退職としていた申立人については、被保険者資格取得手続の対象外であったと考えられ、事務処理に不自然な点はない。

- 3 申立期間③については、申立人が、D社に同日入社したとする元同僚は、「申立人が同社にいたことを記憶しているが、自分が同社に在籍していたのは昭和47年9月から49年3月までの期間であり、49年には、G地区の事業所ではなくH地区の事業所にいた。」と証言している上、オンライン記録によると、当該元同僚は、同社において、48年1月1日から同年6月30日までの期間及び49年1月1日から同年3月31日までの期間、厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人が同社に勤務していたのは、申立期間③よりも前の時期であったことがうかがえる。

また、E社は、「当時のD社においては、どの店舗においても、F職の場合、入社当初は会社と業務委託契約を締結し、歩合給のみが支給された。その後、実績が評価されれば雇用契約を締結し正社員となり、その際に厚生年金保険に加入させていたが、一部の経験豊富な人を除いては、正社員になるまで半年以上を要し、一度正社員になっても、売上げが落ちると雇用契約から業務委託契約に戻ることもあった。」と回答しており、このような取扱いについては、上記の元同僚も同趣旨の証言をしている。このことから、F職であったとする申立人は、雇用契約ではなく、業務委託契約が締結されてい

たことが推認でき、同社に勤務していた期間のすべてについて厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間③を含む昭和48年11月1日から50年8月1日までにおいて、申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から60年8月1日まで

私は、昭和58年10月にA社に入社して、平成7年6月に退職するまでの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年10月1日からA社において勤務を開始したとしているところ、59年8月及び同年11月からそれぞれ勤務を開始したとする元従業員二人によると、両人ともに、勤務を開始した時点において申立人は当該事業所に勤務していたと供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が59年ごろに同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業し、当時の事業主も亡くなっており、当該事業主の妻によると、当時の資料は残っていないため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、A社の当時の顧問社会保険労務士によると、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書は廃棄しているものの、保管する事務所データにより、昭和60年8月1日を資格取得日として届け出たことが確認できるとしており、オンライン記録と一致する。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得していたことは確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、公共職業安定所が保管するA社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者期間の始期は、昭和60年8月1日であり、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで

私は、勤務していた会社が会社更生法の適用を受けたため退職し、同社の関連会社のA社に就職した。給料は、諸経費を会社が負担して、手取り9万円だった。申立期間当時の給与明細書等は、震災で自宅マンションが全壊したこともあり、すべて無くした。申立期間の厚生年金保険料も支払っているはずなので、調査の上、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月1日から49年9月20日までA社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の元同僚及び元事務担当者は、「同社では、現場で働いていた者は厚生年金保険に加入させていなかった。申立人も現場で働いていたため、加入していなかったはずである。」と証言しており、また、同社の元役員の一人は、「申立人は勤務期間が短期間で厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述している。なお、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間当時の勤務状況は確認できない。

さらに、申立人については、昭和46年4月から49年9月まで国民年金保険料を納付した記録が確認できる上、申立人は申立期間当時、国民健康保険に加入していたと供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、健康保険番号には欠番が無く、記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月1日から60年3月31日まで

私は、申立期間においてA社に勤めていたが、厚生年金保険の加入記録が抜け落ちている。その前は短期間の転職を繰り返していたが、それでも厚生年金保険の加入記録があったので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和59年9月26日から60年3月31日までの期間について、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人に係る労働者災害補償保険の保険給付記録票によると、申立人は、昭和60年1月21日に骨折して病院に入院し、同日から同年8月31日までの期間について休業補償を受けていることが確認できる。このことに関して、A社の事業主は、「当時の資料は残っていないが、申立人は、骨折後は一度も出社することなく離職したので、健康保険や厚生年金保険の加入手続は行わなかったのではないか。なお、社員は臨時採用であっても雇用保険や労働者災害補償保険には必ず入社と同時に加入していた。」と証言している。

また、事業主及び元同僚の一人は、「熟練者については雇用後すぐに健康保険及び厚生年金保険に加入させていたが、申立人のような未経験者については、加入する前に3か月程度の試用期間があった。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険

料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 11 日まで

私は、昭和 33 年 2 月 1 日から 53 年 12 月 31 日まで A 社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 2 月 1 日から 53 年 12 月 31 日までの間、A 社に継続して勤務していたとしているところ、同社の元従業員（27 年 8 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得、43 年 12 月 21 日に同資格を喪失）によると、「私が退職するまで申立人は継続して勤務していた。」と証言しているものの、当該元従業員以外に、申立人の申立期間における勤務状況について供述を得ることはできなかった。

また、A 社が保管する健康保険被保険者資格喪失確認通知書並びに厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は、オンライン記録どおり、昭和 38 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失し、40 年 1 月 11 日に同資格を再取得していることが確認できる。また、同社が従業員の厚生年金保険の記録を管理するために作成した名簿によると、申立人が 38 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した記載は確認できないものの、36 年 8 月 11 日に被保険者資格を取得し、40 年 1 月 11 日に同資格を再取得していることが確認でき、一度被保険者資格を喪失していることがうかがわれ、これはオンライン記録及び上記の届出内容と符合する。

さらに、A 社が保管する申立人の被保険者索引カードによると、昭和 38 年 4 月 1 日に会社都合により被保険者資格を喪失している記載が確認できる。

加えて、公共職業安定所が保管する A 社に係る雇用保険の被保険者記録によ

ると、申立人の被保険者期間の始期は、昭和40年1月11日であり、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月20日から27年4月10日まで

私は、父の病気のため、高校2年生だった年の10月に中途退学し、A社で昭和25年10月20日から27年4月10日まで勤めたが、その間の厚生年金保険被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が元同僚として名字のみを記憶している5人のうちの3人の姓と同じ姓の者が、申立期間当時に当該事業所において被保険者であったことが確認できる上、申立人は、当該事業所での勤務状況等について詳細に供述していることから、申立人が申立期間当時、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該3人の連絡先は不明のため証言を得ることができない上、申立期間当時、当該事業所で被保険者記録を有する元従業員二人は、「申立人のことを記憶していない。」としており、申立人の勤務状況については確認できない。

また、当該元従業員のうちの一人は、「私は、昭和20年か21年ごろから当該事業所で働いていたが、正社員となったのは厚生年金保険の被保険者となった26年10月ごろだった。」と証言しており、当該事業所では、厚生年金保険の適用事業所となった24年12月1日以降も、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、相当期間経過後、加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、当該事業所の現在の事業主は、「申立期間当時の関係資料を保管しておらず、厚生年金保険の加入手続等をどのように行っていたかは不明である。」としている上、上記被保険者名簿を見ても、健康保険の番号には欠番が

無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 15 日から 47 年 4 月 15 日まで
A社を退職した際、脱退手当金の説明は無く、制度そのものを知らなかったし、受給した記憶も無い。
退職後すぐに結婚したが、体調が悪かったこともあり、失業保険すらもらっていないので、事実について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び捺印^{なっ}が確認できる上、婚姻後の住所が記載されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和47年5月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A社の退職金明細書では、私が同社に入社した日は昭和 36 年 4 月 1 日となっているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 5 月 1 日となっており、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員名簿、申立人の所持する同社に係る退職金明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和 36 年 4 月 1 日に同社に入社したことが認められる。

しかしながら、健康保険組合によると、申立人は、昭和 36 年 5 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得しており、この日付は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致する。

また、高校、大学等を卒業してA社に採用された5人(新卒採用者)は、「自身は入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と証言しているが、申立人と同様に、同社入社前に他の事業所での勤務経験があった3人(中途採用者)は、「入社後1か月程度、厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と証言している。

さらに、A社の現在の事務担当者は、「申立期間当時、当社では、入社後1か月程度の期間を経てから、従業員を厚生年金保険に加入させていたことがあったようで、その期間は見習い期間であったと思われる。また、未加入の者の給与から保険料を控除することは無いはずである。」としていることから、申立期間当時、同社では、中途採用者等を入社と同時に厚生年金保険に加入させず、入社後1か月程度が経過してから加入させる取扱いを行っており、当該期間は給与から保険料を控除していなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 31 日から 45 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 4 月 1 日に A 社に入社し、44 年 12 月 31 日に退職するまでの間、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が 1 か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月 1 日に入社し、44 年 12 月 31 日に退職するまでの間、A 社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社によると、「申立期間当時の人事記録は残っていないものの、当社が保管する企業年金基金に係る申立人の加入者台帳において、申立人の同基金における加入資格喪失年月日は昭和 44 年 12 月 31 日であることが確認できるので、退職日は同月 30 日である。」としている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 44 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、公共職業安定所が保管する A 社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者期間は、昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 12 月 30 日までの間であり、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 2 日から 38 年 2 月 17 日まで
先に勤務したA社を退職し、すぐにB社に入社した。A社でもらった年金証書をB社に提出した覚えがある。仕事は朝早く出たことや、夜中に出たこともある。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するB社の仕事内容と申立期間前後に当該事業所に勤務していた者の証言が符合していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に廃業しており、当時の資料も確認できない上、当時の事業主からも病気のため証言を得ることができないことから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間当時、B社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる33人のうち、所在が確認できた9人に申立人の厚生年金保険の加入状況等について照会し、7人から回答があったものの、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の氏名は確認できない上、当該原票の整理番号には欠番等も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらず、申立人が唯一名前を記憶している元同僚についても、上記の被保険者原票において、その名前を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金

保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 10 日から 34 年 9 月 20 日まで

私は、昭和 31 年 8 月から 34 年 9 月までの間、A社に勤務し、結婚を理由に同社を退職したが、社会保険庁（当時）の記録によると、その間の厚生年金保険の被保険者期間に係る脱退手当金を 35 年 10 月 5 日に受給したとされており、納得できない。また、退職後 1 年以上経過した後に脱退手当金が支給されていることは不自然である。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を結婚のため退職したとしているところ、申立人に係る戸籍謄本によると、申立人が昭和 34 年 9 月 20 日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の同年 10 月*日に婚姻していることが確認できる。申立人の脱退手当金は、婚姻後の 35 年 10 月 5 日に支給決定されているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は旧姓から現姓に氏名変更されていることが確認できることから、申立人の脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時（昭和 35 年 10 月 5 日）は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、当該事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1506

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月ごろから 36 年ごろまで

私は、A社B支店において勤務していたが、厚生年金保険の記録が欠落しているので調査願いたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社B支店内での勤務状況については、知人からの「申立人が、同支店で勤務していたことは覚えているが、その期間、部署等は知らない。」という供述以外得ることができない。

また、A社B支店は、申立期間の人事書類等を保管しておらず、申立人に係る申立期間当時の状況は不明であるとしている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（昭和 20 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで約 1 万 3,000 人分）及び台帳引抜票（当該事業所に在籍する被保険者を生年月日により管理した帳票）を調査しても、申立人に係る記録は確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所への正確な入社時期、在籍期間、所属した部署及び担当した業務並びに元同僚等の氏名などが一切分からないため、元同僚等への調査も行うことができない。

一方、申立人を覚えていると証言している知人は、「私は、A社B支店に勤務したが、最初の1年間ぐらいは、C社という会社に所属して、派遣のような形態で勤務し、その後直接雇用を申し出て、同支店の正社員として雇い入れられた。社会保険事務所（当時）で、私がC社で勤務した期間の厚生年金保険の記録を調査したが、当該期間の記録が見つかることはなかった。C社について

は、個人の事業所であったのか、法人の事業所であったのか、はっきりと覚えていないが、同社は厚生年金保険に加入していない会社だったのだと思う。申立期間当時、私の住んでいる地区では、同社を通じてA社B支店に勤務することはできたが、その他の会社や個人を通じて同支店に勤務することはなかったと思う。」と証言しているところ、当該知人のオンライン記録を確認すると、上記の証言のとおり、同支店における被保険者記録は確認できるものの、C社に勤務したとする期間の被保険者記録を確認することはできない。

また、C社については、オンライン記録によると、厚生年金保険適用事業所として類似名の2社（D社及びC社）を確認できるが、どちらも当該知人の証言と異なることから、C社とは別会社であり、C社が厚生年金保険の適用事業所であったとする事実は確認できない上、上記の2社に係るオンライン記録等を確認しても、申立人の氏名は確認できない。

さらに、当該知人は、C社に所属して、A社B支店に勤務した際、一緒に勤務した元同僚一人の氏名を記憶しているが、オンライン記録によると、当該元同僚に係る同支店での被保険者記録を確認することはできない。

加えて、A社B支店は、申立期間に係る下請会社の資料等を保管しておらず、当時の下請会社の状況について調査することはできないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。